

宇検村イメージキャラクターデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇検村のイメージキャラクター「ウーケン」(以下「キャラクター」という。)デザインの適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてキャラクターとは、別表に定める名称及び図柄をいう。

(キャラクターの使用)

第3条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を認めない。

- (1) 宇検村及びキャラクターのイメージや品位を傷つけ、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠として独占的に使用する、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれのあるとき。
- (5) その他村長が使用について不適當であると認めるとき。

(使用の範囲)

第4条 営利を目的としてキャラクターを使用できる範囲は、次の各号に定める商品及びそのパッケージ、当該物品の広告物等とする。

- (1) 村の地場産品を使った商品
- (2) 村内の事業所で作製、製造又は加工された商品
- (3) その他村長が認めた商品

(使用承認申請)

第5条 営利を目的としてキャラクターを使用しようとする者は(以下「申請者」という。)宇検村イメージキャラクターデザイン使用承認申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

(使用承認)

第6条 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、宇検村イメージキャラクターデザイン使用(承認・非承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。

- (2) デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、村長が特に認めた場合はその限りではない。
- (3) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難な場合はその写真をもって代えることができる。
- (4) キャラクターの使用により、損害が生じ又は他人に損害を与えた場合は、使用者の責任において損害額を負担、又は賠償しなければならない。

(使用料)

第8条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第9条 キャラクターの使用承認期間は、承認日から3月31日までとする。ただし、更新は妨げない。

(承認の取消し)

第10条 村長は、キャラクターの使用がこの要領に違反していると認められた場合は、承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、宇検村イメージキャラクターデザイン使用承認取消通知書（様式第3号）をもって通知する。

(庶務)

第11条 キャラクターの取り扱いに関する庶務は、総務企画課において処理する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。